附則第八条の三の四第十項中「附則第三十条第六項第二号」を「附則第三十条第二項第二号」に改め、「低排出ガス車認定」の下に「実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法附則第三十条第三項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

附則第八条の三の四第十一項中「附則第三十条第七項第一号」を「附則第三十条第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十二項中「附則第三十条第七項第一号」を「附則第三十条第三項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第九項第一号及び次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十二項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法附則第三十条第三項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴に掲げる軽自動車　同表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値

二　旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑷に掲げる軽自動車　同表の⑷の窒素酸化物の欄に掲げる値

附則第八条の三の四第十三項中「附則第三十条第七項第一号」を「附則第三十条第三項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十三項第二号中「第四項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「附則第三十条第七項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十四項第二号中「第十一項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十五項第二号中「第四項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項中「附則第三十条第八項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十六項第二号中「第十一項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十七項中「附則第三十条第八項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十七項第二号中「第四項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十八項中「附則第三十条第八項第二号」を「附則第三十条第四項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十八項第二号中「第十一項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項中「附則第三十条第八項第二号」を「附則第三十条第四項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の三の四第十九項第二号中「第四項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第十四項とする。

附則第十二条の三第三項の表第八号中「米殻粉」を「米穀粉」に改め、同表第九号中「麦加工品製造業」の下に「（パスタ製造業を含む。）」を、「施設」の下に「（パスタ製造業にあつては、パスタの生産の用に供する設備を有する施設）」を加え、同表第十二号中「豚肉調整品製造業」を「豚肉調製品製造業」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十一号中「牛肉調整品製造業」を「牛肉調製品製造業」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十号を同表第十二号とし、同表第九号の次に次の二号を加える。

十　砂糖製造業	砂糖の生産の用に供する設備を有する施設
十一　菓子製造業（チョコレート製造業、キャンディー製造業及びビスケット製造業に限る。）	チョコレート、キャンディー又はビスケットの生産の用に供する設備を有する施設

附則第二十四条第九項中「「仮換地等納税義務者」を「「特定仮換地等納税義務者」に改め、同項の表第四項第一号の項から第五項の表以外の部分の項までの規定中「仮換地等」を「特定仮換地等」に改め、同表第五項の表の第一号の項中「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等」に改め、同表第五項の表の第二号の項中「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に改め、同表第五項の表の第三号の項中「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に改め、同表第六項の項から第八項の表以外の部分の項までの規定中「仮換地等」を「特定仮換地等」に改め、同表第八項の表の第五項の表の第一号の項及び第八項の表の第五項の表の第二号の項中「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に改める。